

小林市の政策推進における組織及びその任務に関する条例の
一部を改正する条例

小林市の政策推進における組織及びその任務に関する条例（平成
21年小林市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び局（以下「部局」という。）」を削り、同項
第2号から第5号までを次のように改める。

- (2) 総合政策部
- (3) 経済土木部
- (4) 市民生活部
- (5) 健康福祉部

第2条第1項第6号及び第7号を削る。

第3条第1項中「部局」を「部及び局（以下「部局」という。）」
に改め、同条第2項第1号から第5号までを次のように改める。

- (1) 総務部

ア 適正な文書管理を通じて情報公開を推進し市政に対する市
民の理解を深め、開かれた市政を目指すこと。

イ 人材を確保し、職員の能力開発や効果的な活用を図り、充
実した行政サービスを提供できる人材を育成すること。

ウ 市有財産を適正に管理し、効果的な活用を促進すること。

エ 親しみやすく便利で、かつ、安全な公共建築物の整備を図
ること。

オ 健全で効率的かつ計画的な財政運営を推進し、安定した財
政基盤の確立を目指すこと。

カ 入札及び契約制度の適正な運用を推進し、設計審査及び工
事検査を通じた工事請負契約等の適正な履行に努めること。

キ 市民要望に対応した公営住宅の整備を推進するとともに、既存の公営住宅の有効活用及び民間との連携協力による住宅供給を促進し、良好な住環境の整備を推進すること。

(2) 総合政策部

ア 広聴及び広報活動を充実させ、市民と行政との情報共有を図ること。

イ 総合計画の策定、政策の企画及び総合調整を行い、的確な政策を推進すること。

ウ 市民のニーズに応じた効率的で効果的な交通体系づくりを推進すること。

エ 行政サービスの継続的な改善と見直しにより、積極的に行政改革を進め、市民本位の効率的かつ健全な行政経営を推進すること。

オ 行政事務の電子化及び地域情報通信基盤の整備を行い、総合的な情報化を推進すること。

カ 時代にふさわしい広域連携の推進を図ること。

キ 自治組織（地域コミュニティ）その他の市民活動団体等と協働し、市民参画のまちづくりを推進すること。

ク 男女が性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を目指すこと。

ケ 危機管理意識の高揚に努め、地域の防災及び防犯体制を確保し、安心・安全なまちづくりを推進すること。

(3) 経済土木部

ア 地域雇用力のある地域生産加工の企業の立地を促進するとともに、中小企業の振興や新しい技術や活力のある産業の創造により、新たな雇用の創出に努め、工業の振興を図ること。

イ 就業機会の拡大及び勤労者への福利厚生への支援を行い、雇

- 用環境及び就業環境の充実に努めること。
- ウ 市街地活性化及び地域商店街の経営基盤の強化を促進し、市民の日常生活を支える商業環境の維持及び向上に努めること。
- エ 体験型・滞在型観光の展開、スポーツ合宿の誘致等により、観光振興を総合的に展開するとともに、観光施設の効率的な管理運営の充実を図り、観光交流人口の増大に努めること。
- オ 農業経営の安定化のため、産地づくりを推進すること。
- カ 計画的な森林整備を進めること。
- キ 市内で生産されたものを市内で消費する地産地消の取組を推進すること。
- ク 農林水産物及びその加工特産品の個別ブランド化並びに新たなブランドの掘り起こしを推進すること。
- ケ 豊かな湧水を活用した淡水魚の養殖、繁殖保護及び漁場の環境整備を進めること。
- コ 農業生産基盤の整備を行い、農業の振興を推進すること。
- サ 農村の豊富な資源を活用し、農村地域の特性を活かした豊かで住みよい生活環境を確保すること。
- シ 森林の効率的な作業管理を行うため、自然環境に配慮した林道の整備を推進すること。
- ス 新生産技術の活用や肥育技術の向上により、畜産経営の規模拡大と経営基盤の強化を図り、畜産の振興を推進すること。
- セ 家畜防疫体制の整備強化を図るとともに、家畜排泄物等のバイオマスの利活用により、環境保全に努めること。
- ソ 幹線道路網の整備を促進するとともに、利用しやすい生活道路や環境にやさしい道路空間、交通施設の整備により、交通環境の整備充実を図ること。

タ 地域と一体となって、安全で快適な誰もが暮らしやすいまちづくりを推進すること。

チ 都市計画事業等の実施により、機能的かつ個性的な魅力あふれる都市空間を創出すること。

ツ 市民を災害から守るため、道路、河川等の災害復旧を速やかに進めること。

テ 都市計画法（昭和43年法律第100号）等の開発行為の許認可により、利用の規制と誘導の推進を図り、安全で秩序あるまちづくりを目指すこと。

ト 計画的な都市基盤整備により、機能的で居住環境の良好な新しい市街地を形成するため、土地区画整理事業を推進すること。

ナ 都市公園等の適正な維持管理に努めるとともに、うるおいと安らぎのある公園・緑地の整備を推進すること。

(4) 市民生活部

ア 戸籍、住民基本台帳等の窓口サービスを充実し、市民に身近な行政を推進すること。

イ 消費生活に関する相談及び業務を充実し、安全な市民生活の確保に努めること。

ウ 国民年金制度の普及啓発に努め、加入を促進すること。

エ 人権が尊重され、差別のない明るい社会づくりを推進すること。

オ 自然環境の保全、環境汚染の防止及び環境衛生の向上に努め、衛生的で環境にやさしいまちづくりを推進すること。

カ 恒久的な水資源の保全に努めること。

キ 環境に配慮したエネルギーの利用促進により、環境負荷の少ない社会の形成を促進すること。

- ク ごみの減量化やリサイクルなど、総合的な廃棄物処理対策を推進することにより、資源循環型社会を構築すること。
- ケ 市税の適正かつ公平な賦課徴収を行い、安定した財源の確保を推進すること。
- コ 地籍調査事業を計画的に推進し、土地の適切な保全及び合理的な利用を目指すこと。
- サ 市民の健康的な生活を支える国民健康保険事業及び後期高齢者医療事業の健全経営を確保し、その充実に努めること。

(5) 健康福祉部

- ア 地域福祉活動の推進や地域福祉の担い手づくりを進めることにより、市民福祉の充実を図ること。
- イ 障がい者及び障がい児の人権が尊重され、家庭や地域の中で安心して暮らせる地域社会づくりを推進すること。
- ウ 保護及び支援を必要とする市民の生活を維持し、生活自立の援助に努めること。
- エ 介護保険事業の健全経営を確保し、その充実に努めること。
- オ 高齢者の健康づくりの推進と社会参加の促進、介護保険サービスの充実により、高齢者が健康で生きがいを持って生活できる地域社会づくりを推進すること。
- カ 健康に対する意識の啓発や保健・福祉の連携と機能充実により、市民の健康の保持増進に努めること。
- キ 子どもの健やかな成長のために適切な環境整備が確保されるよう子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に推進すること。
- ク 地域における子育て支援事業の充実を図り、地域全体で子育てを支援していく体制づくりを推進すること。
- ケ 就学前の子どもに対する良質かつ適切な保育等の提供体制

を確保すること。

第3条第2項中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、第10号を第8号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(小林市安全で住みよいまちづくり条例の一部改正)
- 2 小林市安全で住みよいまちづくり条例(平成18年小林市条例第21号)の一部を次のように改正する。
第9条中「総務課」を「危機管理課」に改める。
(小林市総合計画等審議会条例の一部改正)
- 3 小林市総合計画等審議会条例(平成18年小林市条例第34号)の一部を次のように改正する。
第8条中「総合政策課」を「企画政策課」に改める。
(小林市特別職報酬等審議会条例の一部改正)
- 4 小林市特別職報酬等審議会条例(平成18年小林市条例第50号)の一部を次のように改正する。
第7条中「職員課」を「総務課」に改める。
(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)
- 5 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年小林市条例第59号)の一部を次のように改正する。
第3条第1項中「介護保険課」を「長寿介護課」に改める。
(小林市放課後児童クラブ事業負担金徴収条例の一部改正)
- 6 小林市放課後児童クラブ事業負担金徴収条例(平成18年小林市条例第127号)の一部を次のように改正する。
様式第1号中「子育て支援局長」を「福祉事務所長」に改める。

(小林市高齢者肉用繁殖雌牛貸付等選考委員会条例の一部改正)

- 7 小林市高齢者肉用繁殖雌牛貸付等選考委員会条例(平成18年小林市条例第180号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「経済部長」を「経済土木部長」に改める。

(経過措置)

- 8 この条例の施行の際現にこの条例の附則第6項の規定による改正前の小林市放課後児童クラブ事業負担金徴収条例の規定による様式により使用される書類は、この条例の様式によるものとみなす。